

総務省独立行政法人評価委員会  
郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会（第15回）

平成23年7月26日

【下和田分科会長】 それでは、定刻より少し早いですが、これより第15回総務省独立行政法人評価委員会郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会の会合を始めさせていただきますと思います。

本日は、委員の皆様におかれましては、大変ご多忙の中お集まりいただき、まことにありがとうございます。

それでは事務局より、人事異動に伴う事務局等のメンバーの変更のご紹介、それから本日の会議の定足数の報告、及び資料の確認をお願いいたします。

【事務局（徳永課長）】 私は、今般、人事異動に伴いまして、7月15日付で郵政行政部の貯金保険課長を拝命いたしました徳永と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私のほかにも、このたびの人事異動によりまして、事務局のメンバーに一部変更がございましたので、ご紹介させていただきます。

まず、私の左隣におりますのが、郵政行政部調査官の吉田宏平です。

【事務局（吉田調査官）】 よろしくお願いいたします。

【事務局（徳永課長）】 それから、私の右隣におりますのが、郵政行政部貯金保険課長補佐の田中智史でございます。

【事務局（田中課長補佐）】 よろしくお願いいたします。

【事務局（徳永課長）】 それでは、失礼して座らせていただきます。

本日は、総務省独立行政法人評価委員会令第7条第3項で準用する同条第1項に基づきまして、分科会委員3名全員にご出席いただいております。したがいまして、定足数の過半数を満たしておりますので、会議が成立することを報告させていただきます。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

資料、たくさんございますが、まず、資料1といたしまして、郵貯・簡保管理機構の平成22年度業績評価の概要案となっております。資料2-1から2-3までが、業績評価に関するものとなっております、まず資料2-1が全体的評価表の案、資料2-2が項目別評価総括表案、それから資料2-3が、項目別評価調書案となっております。

次に、資料 3-1 から 3-5 までが、財務諸表関係でございます。まず資料 3-1 が、機構の平成 22 事業年度の財務諸表案となっております。資料 3-2 が事業報告書案、資料 3-3 が決算報告書案、資料 3-4 が財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書、それから 3-5 といたしまして、独立監査人の監査報告書となっております。

資料 4-1 から 4-3 までが、中期目標の見直し関係の資料でございます。まず資料 4-1 が、機構の中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直し当初案、資料 4-2 が見直し当初案につきまして、当初案のたたき台と今回の当初案の比較対照表となっております。それから最後、この関連で、資料 4-3 として、国際ボランティア貯金の概要という資料がついております。

最後に、参考 1 から参考 3 としまして、参考 1 に、機構の業務実績に関する評価基準、評価指標、分担表をまとめた、A3 判ですか、少し大きな紙になっております。参考 2 といたしまして、機構の平成 21 年度と 22 年度の業績評価を比べた比較表がついております。そして最後に、参考 3 として、委員等の名簿となっております。

以上、特に不足などございませんでしょうか。

【下和田分科会長】 資料で何かそろっておられない方、おられますか。よろしいですか。

どうもありがとうございました。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、まず、議事（1）「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の平成 22 年度業務実績評価について」に入らせていただきます。

まず、機構の平成 22 年度評価調書につきまして、委員の皆様からご提出いただいた項目別評価調書を、適宜調整の上まとめておりますので、事務局からご説明をお願いします。

【事務局（徳永課長）】 業績評価の説明でございますが、資料 1 の業績評価の概要案という資料のほうをご覧いただければと思います。

まず、Ⅰの全体評価ですが、「個別評価を総合的に判断すると、業務運営の高度化・効率化の実現及び管理業務の的確な実施がなされており、平成 22 年度において、中期目標・計画は十分に達成されている」となっております。

次に、Ⅱの個別評価でございます。

まず、評価項目 1 の「業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」でございますが、1 つ目の丸、「組織運営の効率化」につきましては、国際ボランティア貯金寄附金に関する業務の一元化により、効率的な運営体制を確保。あわせて、当該業務に従

事する人員の配置についても柔軟に対応。業務実施体制の検証・効率化プロジェクトを発足させ、各課の業務量及び人員の配置状況を検証して見直しを図り、管理部門を適正化したということで、昨年度と同様Aの評価をいただいております。

次に、業務経費の削減についてでございます。「経費の効率的使用」と「契約の適正化に関する取組」につきましては、契約監視委員会の体制を増強するなどによりまして、業務運営コストの平成22年度の決算額が、予算額と比較して31.4%減少しております。一方、一者応札・一者応募につきましては、その割合が21年度の32%から、22年度には43.3%と高くなっており、これらの案件につきましては事後点検・見直しを実施されたとはいえ、まだ取組の余地が残されているということで、これにつきましても、昨年同様Aの評価をいただいております。

「人件費の削減等に係る取組」でございますが、超過勤務手当などの削減に引き続き取り組み、中期計画期間の目標値を現段階で上回る人件費削減を達成ということで、これにつきましても昨年同様Aの評価をいただいております。

次に、2の「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」でございますが、「資産の確実かつ安定的な運用」のうち、「郵貯資産、簡保資産の確実かつ安定的な運用」につきましては、運用計画を遵守し、ゆうちょ銀行に対する預金、預金者・保険契約者への貸付け、地方公共団体・公庫公団等に対する貸付けに係る債権の保有のための運用、国債等・預金による運用を行い、確実かつ安定的な運用に努めているということで、これにつきましても昨年同様Aの評価をいただいております。

次に、「株式会社かんぽ生命保険における運用状況の把握及び確認」「保有資産の見直し」「保有資産の運用・管理」につきましては、再保険先、かんぽ生命でございます。かんぽ生命において確実かつ安定的な運用が行われるよう、かんぽ生命における運用状況を毎月把握し、また、安全資産の額が機構のために積み立てられる額を下回るようなリスクにつきましても検証を行っております。また、保有資産の見直しと運用・管理についても、効率的かつ有効に行われているということで、こちらにつきましても昨年同様Aの評価をいただいております。

ここまで全部、昨年同様の評価となっております。

次に、提供するサービスの質の確保でございますが、まず「貯金管理業務」につきましては、委託先、つまりゆうちょ銀行、それから再委託先、郵便局会社の監督につきまして、

監督方針及び実地監査計画に基づき、各重点確認項目の確認、指導、実地監査を実施し、現金過不足事故については、前年度比で減少しております。また、委託先、ゆうちょ銀行の犯罪発覚件数はゼロ、また再委託先の郵便局会社においても犯罪発覚件数が前年度より減少しております。

苦情対応につきましては、22年度から四半期ごとに分析を行いまして、ホームページ上で概要の公表を開始しました。最後に、顧客情報関連の事案につきましては一斉点検を実施したということで、今まで見つからなかった事案が見つかったということもありまして、件数が前年度よりも増加しております。これについては今後一層の改善が望まれるとされています。

全体としまして、犯罪発覚件数が減少したことなどをとらまえまして、AAの評価をいただいております。これは前年度Aから、AAに評価が上がっております。

次に、「簡易生命保険管理業務」でございますが、現金過不足件数は、年々大幅に減少しているが、委託先・再委託先役職員による犯罪件数は、一昨年、昨年に比べ微増ということで、少し増えております。また、顧客情報漏えい件数は、昨年比では減少しておりますが、一昨年に比べると増えておりまして、一層の改善・指導が必要としております。

保険金などの支払い業務につきましては、目標に定めました標準処理期間内9割以上の処理を達成しております。提供サービスに対する利用者調査の結果では、9割以上が民営化前と比べ向上あるいは維持という回答をいただいております。

結果としまして、昨年同様Aの評価をいただいております。

次に、「業務の実施状況の継続的な分析」でございますが、これについては、委託先や機構が受けた意見を分析しまして、改善提案が行われている。またアンケート調査がなされ、この結果が管理業務へ反映されるなどフィードバックも見られる。ネット調査の利用は、コストパフォーマンスの観点から効率性が高いと評価できるという形で、調査の結果が反映され、フィードバックされるなどの点を評価いただきまして、昨年のBからAへと評価が上がっております。

次に、「照会等に対する迅速かつ的確な対応」でございますが、照会等へ迅速に対応するべく、金融ADR制度の実施、制度改正等の新規施策を踏まえ、お客様対応事例集を更新・拡充しております。郵便貯金管理業務において、各種あいさつ状の内容を改善し、簡易生命保険管理業務において、新たに横浜コールセンターを設置。また機構の指導により、委託先本社と再委託本社が連携して、再委託先店舗——郵便局でございます——に助言する

体制により、未解決苦情件数の大幅減をもたらしており、この取組は効果的かつ有効であると評価していただきました。

これらのことを評価いたしまして、これについても、昨年Bの評価であったのが評価Aというように向上しております。

次に、「情報の公表等」でございますが、ディスクロージャー誌の作成・公表、ホームページの積極的な活用などを行っているほか、預入期間が経過した郵便貯金及び受取り未済の簡易生命保険の保険金などの早期受取りなどを勧奨。機構の役割等に関する利用者の理解を深めるため、新聞広告等の広報活動に努めており、新聞広告などの実施については、限られた予算の中で、できる限り広い範囲の利用者に周知させようとするものであり、効率的かつ有効であるということで、昨年同様Aの評価をいただいております。

次に、「預金者等への周知」でございますが、預金者への周知等につきましては、今年度より、従前の対応に加えまして、郵便貯金払戻証書の権利消滅の2カ月前に通知を送付する取組を実施しております。また、満期保険金などの事前の案内書について、満期などの3カ月前に送付するとともに、満期保険金などの請求手続きを満期などの3カ月前から行うことができるようにしております。また、事後の支払案内書を満期などの3カ月後にも送付という取組をやっております。

顧客への周知活動につきましては、新聞広告、ラジオ広告、周知用チラシの作成及び郵便局への配付など、複線的な対応を実施。最後に、特殊要因はあるものの、平成22年度の睡眠貯金残高、権利消滅額が大幅に増加していることもあり、今後も睡眠貯金残高や権利消滅額の減少に向け、個別案内周知の充実等、より一層効果的な対応を検討することが期待されるとしまして、こちらにつきましては、昨年と同様Bの評価をいただいております。

3ページ目でございます。

3の予算財務管理関係でございます。予算、収支計画及び資金計画につきまして、高金利時代の郵便貯金の満期時期との関係で権利消滅金が多額であったが、内容についての検討を実施しているということで、昨年同様Aの評価をいただいております。

4、「その他業務運営に関する重要事項」につきましては、まず「適切な労働環境の確保」につきまして、業務実施体制の検証・効率化プロジェクトで、各課の業務量・人員の配置状況の検証、実情把握、その結果に基づいた派遣職員配置の見直しを実施。また、各課の超過勤務を定期的・継続的な管理によって平準化し、人事評価は適切な手続きで成果の把

握に努めている。ハラスメント対策は、職員が相談しやすい環境を整備し、メンタルヘルスケアに関しては、専門家を招いて講習会を行い、職員の健康保持の向上に努めているということで、昨年同様Aの評価となっております。

「機構が保有する個人情報の保護」、再委託先——郵便局などがございますが——で発生する個人情報漏えい事故などにつきましては、機構がその原因や事故の実態を把握し、適切に対処することが必要であり、個人情報強化月間、随時の指導、定期的な研修なども推進されるべきである。また、重大な事案が発生した場合は、再委託先、つまり郵便局会社から、直接聴取するシステムをさらに拡大することも検討するべきであるとして、昨年同様Bの評価をいただいております。

「災害等の不測の事態の発生への対処」でございますが、緊急事態対応計画全体の検証・見直しを実施し、緊急時連絡体制網及び緊急時非常参集体制を速やかに現行化。委託先に対して、また、それぞれ委託先を通じて再委託先に対しても、危機管理規程、危機管理マニュアルなど、関連する文書について報告を求め、災害等の対応態勢について確認を実施。

東日本大震災の際には、委託先・再委託先に対して、東北地方を中心とした支店、サービスセンター、郵便局の被害状況、業務の実施状況等について確認を実施し、委託先・再委託先とも十分な連携体制を整備。今後、東日本大震災の発生を踏まえ、関連する計画や規程類の見直しを実施することにより、リスク管理体制の更なる強化が図られることが期待されるということで、昨年同様Aの評価をいただいております。

その他、「環境に与える影響に配慮した業務運営」としまして、グリーン調達につきましては、1品目を除く35品目が目標を達成。CO<sub>2</sub>排出削減対策では、基準値である平成19年度に比べ22%の削減、用紙類では約31.5%の削減となっております。平成23年度は、東日本大震災による原発事故に関する取組が求められ、一層職員の認識向上と、有効性ある組織対策が必要になっており、今後も日常的な職員の環境行動への認識向上が求められるとしまして、評価は昨年同様のAとなっております。

最後ですが、「内部統制に係る取組等」としまして、法人のミッションを踏まえ、理事長のリーダーシップが発揮できるよう、各種社内会議等で経営方針及び指示の徹底を図っている。また法令遵守等のモニタリングも日常的に実施しているということで、昨年同様Aの評価となっております。

あと、最後にですが、資料が大分飛ぶのですが、一番下から2枚目の資料、参考2というペーパーを見ていただきたいと思います。こちらの縦の表でございますが、平成21年

度と平成22年度の業績評価の比較表というのを付けております。

こちらで見ますと、2の「業務の質の向上」の真ん中あたり、「提供するサービス質の確保・業務の質の確保」の「貯金管理業務」のところ、評価がAからAAに上がっております。その2つ下の「業務の実施状況の継続的な分析」のところ、評価BがAに上がっております。また、その1つ下の「照会等に対する迅速かつ的確な対応」というところで、評価BがAに上がっております。この3カ所が評価が上がっておりまして、それ以外については、昨年同様の評価という形になっております。

以上でございます。

【下和田分科会長】 どうもありがとうございました。

ただいまご説明いただいた評価調書の内容につきまして、管理機構のほうから何かご発言はございますでしょうか。

どうぞ。

【機構（大高総務部長）】 今ご説明いただいた関係でございますが、より詳細が書かれております資料2-3の関係で、少し。お手元、よろしいでしょうか。

資料2-3の59ページでございますが、5つ目の丸がついている「しかし」のところでございます。「しかし、特殊要因はあるものの、平成22年度の睡眠貯金残高、権利消滅額は大幅に増加していることもあり、今後も睡眠貯金残高や権利消滅額の減少に向け、個別案内周知の充実や住所不明等の理由による通知未着の解消など、より一層効果的な対応を検討することが期待される」と、ご意見をいただいているわけでございますが、この中で「住所不明等の理由により通知未着の解消」という部分をご削除いただけないかということでございます。

理由といたしまして、民間銀行におきまして、住所不明の預金者の現住所を調査してまで預金を支払うということを実施しておりません。郵便貯金についてのみ、このようなことを求められますことは、均衡を失しているというふうに考えております。また、住所不明の預金は約1,000万件程度になると推計されておりまして、その預金者の現住所を調査するのは、簡易生命保険の例によりますと1件当たり数千円の費用がかかりまして、全体として膨大なコストを要しますことから、実施が困難です。

なお、簡易生命保険につきましては、民間生命保険会社と同様、住所不明の契約者等の現住所を把握するように努力を行っておりますが、判明には限界があり、完全に把握するには至っておりません。住所不明等の理由による通知未着の解消は困難ですが、簡易生命

保険につきましては、今後も努力を続けてまいりたいと考えております。

続けてもう1点ほどあるのですが、よろしいでしょうか。

【下和田分科会長】 はい、どうぞ。

【機構（大高総務部長）】 順番が前後してしまうのですが、同じく資料2-3の44ページでございます。

3段落目、「最後に、監督に当たり留意する事項についてみると」という段落でございますが、その段落の末尾に「(震災被害を受けた仙台貯金センターは未確認)」という記載がございますが、これもご削除いただけたらと存じます。

理由としましては、仙台貯金事務センターにつきましても確認がとれまして、平成22年度通年で、標準処理期間内の処理割合が9割以上の目標を達成していることが確認できたからでございます。

失礼いたしました。そもそも今の件でございますが、43ページの②のほうで、ただし書で「平成23年3月の東日本大震災で被災した仙台貯金事務センターの3月の実績は、現時点では確認できていない」と、これを受けてご評価いただいたわけでございますが、その後、標準処理期間内に達成しているということが判明したものですから、できましたらその部分はご考慮いただけないかということでございます。

以上でございます。

【下和田分科会長】 どうもありがとうございました。

ただいま管理機構のほうからご発言をいただきましたけれども、2点ほど、削除等のお願いということがあったわけですが、2番目の、43ページ、44ページの震災被害を受けた仙台貯金センターは未確認という点は、既に確認されているということですので、これは事実の確認ですので、そのまま削除するのが適切かと思いますが、よろしいでしょうか。異議なしということですので、関連個所を削除することにします。

したがいまして、1番目の、59ページに関するただいまの機構のご意見に対して、何か委員のほうから質問なり、ご意見等があればお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

【佐野委員】 この問題は重要な問題だと思っています。相当な額もあるし、どんどん増えているので、きちんと書いたほうがいいと思うんですが、ご説明あったように、通知未着の解消まではちょっと大変なのであれば、そういう努力をするということで、住所不明の理由ということも何らか記載しておいたほうがいいのではないかなと思います。努力



していただくとか、努力するべきであるとか、何かそんな形ではいかがでしょうか。

【下和田分科会長】 ただいま佐野委員からご意見がありましたけれども、ほかにご意見ありますか。

【日笠委員】 私もこれは重要な問題だなと思っているんですが、実際には、例えば簡易生命保険であれば、満期になってそれ以降、20年たって権利消滅するわけであって、基本的には20年たって、その時点で住所が不明だなんていうのを、正しい住所を求めようとするのが、まず事実上無理に近いので、満期時点での支払業務の促進といいますか、そちらのほうをもっとしっかりやるべきだという話をしたほうがいいのではないかなという気がします。

【下和田分科会長】 もう一度確認ですけれども、ただいまのご意見は、満期保険金の支払についてですか。

【日笠委員】 簡易生命保険の場合であればということですが、それが20年後になって、昔の話を言ってもちょっと難しいのでは。

【機構（大高総務部長）】 20年後は貯金のほうでございます。

【日笠委員】 逆ですか。

【機構（大高総務部長）】 はい。貯金の場合ですと、満期が来て、20年2カ月で権利消滅すると、そんな形でございます。

【日笠委員】 保険のほうはどうなっているんですか。

【機構（大高総務部長）】 保険は、5プラス1ですから、約6年で時効が完成します。

【日笠委員】 22年度の場合は、預金のほうがかなり金額が多かったですよね。

【機構（大高総務部長）】 ご指摘とおりでございます。

【平井理事長】 30年前の高金利のときの集中預入が影響しており、特殊要因の側面もあります。

【下和田分科会長】 佐野委員のほうから、何らかの形で努力をしてもらおうというような形で表現を入れたらどうかという話がありましたけれども、民間生保の場合、努力というか、どうなっているんですか。あるいは民間銀行の場合でもよろしいですけれども。

【日笠委員】 そもそも住所不明契約がどれぐらいあるかということ、ほとんどないんじゃないでしょうか。つまり有効契約についてですけれども、一度満期を迎えて取りに来ない、ここでいうなら権利消滅するような金額自身がそもそもほとんどないに近いのではないかと思います。ちょっと数字は正確には把握できておりませんが。

【釜江分科会長代理】 先ほど理事長がおっしゃったのは、睡眠貯金のほうですね。57ページの数字を見ますと、21年度の2,000億が、22年度で3,200億ですか。1.5倍ぐらいになっていますけれども、問題は、むしろ保険のほうが問題だという認識なんでしょうか。

【平井理事長】 保険のほうは民間生保と同様に、できるだけ探すということをやっております、それは件数も少ないですし、契約金額も大きいですし、それなりに努力して。ただ全部というのは、とてもではないけれどもできないような状況で、ほぼ民間と並行の形でかんぽはやらせていただいていると。

ところが貯金については、民間銀行もおやりになっていないと。これは制度が時効制度をとっていますが、ゆうちょの場合は、通常貯金になって10年、それからその消滅のために10年、計20年間という時間を経過して、法律でもって「消滅する」と書いてあるものですから、それで金額と件数は今すごく増えている。これは30年前に集中預入されていることの結果があらわれているわけで、またこれが終わるとずっと減っていくということでありまして、そういう意味では、増えているというのは確かに非常に問題ではありますが、制度的な中身に直接強くリンクしているわけではないのではないかなというふうに考えているところではあります。

【釜江分科会長代理】 例えば20年度の数字というのは、すぐにはおわかりになりませんか。これと同じような数字なんでしょう、貯金の。

【機構（仲矢貯金部長）】 すみません、20年度となりますと、この前の。権利消滅額でしょうか。

【釜江分科会長代理】 いや、睡眠貯金残高。

【機構（仲矢貯金部長）】 睡眠貯金残高、ちょっと20年度のものは、今持ち合わせはございません。

【釜江分科会長代理】 22年度だけ、先ほどの高金利の影響でぼこっと膨れ上がっているという。

【機構（仲矢貯金部長）】 はい、少なくとも23年度、24年度は、3けたには行かない可能性が高いのではないかと、権利消滅額が。

【釜江分科会長代理】 いやいや、睡眠貯金のほう。

【機構（仲矢貯金部長）】 睡眠貯金額自体は4けたのままでございます、大体。

【釜江分科会長代理】 22年度だけが特殊要因で膨れ上がっていて、21年度あるい

は23年度、24年度については、また落ちるという見通しでよろしいですね。

【機構（仲矢貯金部長）】　　そうです。23年度、24年度については、少なくとも減っていく可能性は高いと思います。

【釜江分科会長代理】　　はい。

【下和田分科会長】　　ほかに、この59ページの住所不明等の理由による通知未達の解消について、ご意見ありませんか。

ちょっと解消というところまでは、非常に強いと。だから機構側から説明されたように、「住所不明等」のところから全部削るか、それとも表現を少し変えるかということかと思えますけれども、今日はこの原案を出してもらっている金井専門委員が欠席ということで、ちょっと当委員の意見が今日は求められないという状況ですけれども。

【機構（仲矢貯金部長）】　　よろしいでしょうか。

【下和田分科会長】　　はい、どうぞ。

【機構（仲矢貯金部長）】　　すみません。今、削除のことだけ申し上げましたが、個別案内周知の充実に関しましては、総務省からのご指導もいただいております。既にゆうちょ銀行と、どのような方策ができるかということの話合いは開始をいたしております。ただ、その話合いの中で、先ほど大高のほうから申し上げましたような困難な事情の一端というのが説明されたという次第でもございまして、あくまでも、決して後ろ向きということではなく、個別案内周知の充実という形で何らかの効果的な対応は図ってまいりたいということで、既に準備を始めております。

【釜江分科会長代理】　　その辺の表現は、では分科会長で調整なさったらいかがですか。

【下和田分科会長】　　よろしいでしょうか、それで。

では、ただいまの点については、担当委員の金井委員とも調整させていただいて、修正部分については分科会長一任ということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【下和田分科会長】　　どうも有難うございました。

それでは、評価調書のその他の部分の内容につきまして、ご質問等ありましたらよろしくをお願いします。

それと、まだ委員の皆様から何か補足等があるのではないかと思います。もし補足のある方は、まず先に手を挙げていただいて、補足していただいて、それから釜江委員のほうから質問をお願いします。

【宮村委員】 全体評価の概要案のまとめのほう、資料1の2ページ目、貯金管理業務についてダブルAということをお私、付けましたんですけれども、その理由は、別に犯罪発覚が下がった、ゼロになったということはもちろんそうですけれども、そのときに工夫があったということ、新規に工夫を打ち出したというところを評価したので、それをここに簡単に書いていただいたほうがいいかなと。

具体的に言うと、高額の設定貯金の解約者に対してはがきを送って、要するに小さな郵便局だとかですと相互チェック機能がそもそも働きませんので、それを補うような高額貯蓄者の解約に対してはがきを送ったであるとか、あるいは、郵便局長に対して1カ月の研修を行ったとか、そのような小規模郵便局における相互チェック体制のそもそも本質的な無理というのを補うような工夫があったということをお評価したということで、ダブルAということなんですけれども。

【下和田分科会長】 ただいまの宮村委員からのご提案でありますけれども、ご提案のとおりにしたほうがいいのかというふうに思いますが、文章の表現等については、事務局と、それから宮村委員のほうで話し合っていて、それで分科会長が最終的にチェックさせていただくということで対応したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。異議なしということで、そのように処理させていただきます。

それでは、ほかに補足、意見等ございませんか。その後、全体について質疑等をしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、釜江委員からどうぞ。

【釜江分科会長代理】 1点気になりましたのは、資料1の1ページ目の最初の全体評価のところ、結論として「中期目標・計画は十分に達成されている」という文言があって、それから資料2-1の最後の6ページ、時計文字Ⅲのすぐ上、Ⅱの最後の文章が「以上のことから、各種の個別評価を踏まえると、中期目標を概ね達成したものと考えられる」という表現があって、これの整合性はよろしいですか。

「概ね達成」「十分に達成」というのは、ちょっとニュアンスの違いがあるように思うんですけれども。

【下和田分科会長】 6ページのどこですか。

【釜江分科会長代理】 6ページ、時計文字Ⅱの最後。

【下和田分科会長】 「概ね達成した」と、「十分に達成した」と表現が違っている点ですね。

【釜江分科会長代理】 「十分に達成」。まあ、いいと言えばいいし。

【事務局（徳永課長）】 これにつきましては、中期目標期間、まだ残りありますので、途中段階をどう評価するかという意味合いで、全体から見るとまだ「概ね」というか、まだ最終までには行っていないと。けれど、現時点においては、それなりに十分達成しているというふうな意味合いではないかと思えます。

【下和田分科会長】 釜江委員、いかがですか。

【釜江分科会長代理】 変わらない気がしますけど。

【下和田分科会長】 そうすると6ページも、十分に達成されていると。

【釜江分科会長代理】 表現は統一したほうがいいのかという気は私はするんですけども、どうでしょう。

【下和田分科会長】 何かこの点、ご意見ございますか。

確かに中期目標ということが6ページでは書かれているので、その点でいうと、資料1の全体評価で、中期目標の部分の説明ですよね。やっぱり整合性があったほうがいいのかという気がしますね。

昨年も、このⅡの部分については、目標を十分に達成しているというような表現になっていたのではないかと思うんですけども、昨年よりさらに改善されているといえますか、全体評価でBが減っている、あるいはダブルAが増えている。そういったことを考慮すれば、十分達成しているという評価でいいのではないかと思うんですけども、どうでしょう。

【事務局（徳永課長）】 ここは別に、特に修正するので構いませんが、合わせるという方向でよろしいでしょうか。

【下和田分科会長】 委員の皆様、どうですか。このままでいいという案と、それから6ページの4行目のところを修正する案とどちらにするか。

【重川委員】 確かAとかBとかCということをつける場合に、言葉として、例えばAの場合だと「十分評価」という言葉が、全体的な何かの基準であったように思うんですけども。そうすると「概ね評価」というのは、AとかBとかCという場合に、どれに当たるということになりますでしょうか。たしか「十分評価」がAだったと思うのですが、「概ね」はBとかCというようなことに該当しないんですか。

【事務局（徳永課長）】 全体については、A、B、C、Dというのはないんですが、個別評価については、確かにAのほうを「十分達成」という形で、「概ね達成」というのは、

どちらかという、個別項目ではB程度の評価という形になりますので、個別項目の場合であればちょっと評価が異なるように見えるというのは確かにありますので、もしよろしければ、どちらかに合わせる形で修正させていただこうかと思えます。

【下和田分科会長】 それでは、釜江委員のご提案でよろしいでしょうか。「概ね」のところ。

【釜江分科会長代理】 ですから、さっき分科会長がおっしゃったように、去年に比べると評価が少し上向きですから、2-1の最後のところも「十分に」ということでよろしいのではないかと思いますけれども。

【下和田分科会長】 よろしいですか。

それでは、そのように修正をお願いします。

ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。

それでは、平成22年度の業務実績評価につきましては、先ほどの59ページの住所不明等云々のところ、これを削除するか、あるいは表現を少し変えた形でやるかということで、担当委員と調整して、そして修正部分については分科会長に一任ということで、その点がペンディングになっていますけれども、全体としましては、この平成22年度の業務実績評価につきましては、先ほどの修正も含めまして、本分科会において了承いただいたものとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【下和田分科会長】 どうもありがとうございました。

総務省独立行政法人評価委員会議事規則第9条の規定によりまして、各事業年度に係る業務の実績に関する評価につきましては、本分科会の議決が評価委員会としての議決になります。

なお、議事(2)に関しましても、議事規則第9条の規定により、本分科会の議決が評価委員会としての議決になります。

それでは、議事(2)「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の平成22年度財務諸表に関する意見聴取について」に入らせていただきます。

それでは、事務局からご説明をお願いします。

【事務局(徳永課長)】 資料のほうは、資料3-1から3-5になります。

まず、機構の平成22年度財務諸表について、ご説明させていただきます。

お配りしております資料3-1が、平成22事業年度財務諸表となっております、前

回の第14回分科会におきまして、機構から詳細なご説明がございましたので、私のほうからは簡単に説明させていただきます。

まず、財務諸表の中身の数字についてでございますが、こちらについては、前回から変更はございません。

変更点といたしましては、財務諸表及び決算報告書に対しての監事の意見書、こちらが資料3-4になります。それから、独立監査人の監査報告書が資料3-5になります。これらのものが付いているという点でございますが、資料3-5の独立監査人の監査報告書におきましては、まず、財務諸表が独立行政法人会計基準などに準拠して、財務状態、運営状況、キャッシュフローの状況及び行政サービス実施コストの状況、すべての重要な点において適正に表示している。また、利益の処分に関する書類案につきましても、法令に適合している。事業報告書につきましても、業務運営の状況を正しく示している。決算報告書は、予算の区分に従って予算の状況を正しく示しているということで、それぞれの書類につきましても適正であるという意見をいただいております。

説明のほうは、以上でございます。

【下和田分科会長】 どうもありがとうございました。

ただいまご説明いただいた内容について、何かご質問等ございませんか。

それでは、特段のご異議がないということで、郵便貯金・簡易生命保険管理機構の平成22年度財務諸表については、本分科会として、問題がないものと認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【下和田分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、議事(3)「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直し当初案について」に入らせていただきます。

事務局及び機構から、ご説明をお願いします。

【事務局(徳永課長)】 まず事務局のほうから説明させていただきます。

資料としましては、資料4-2の、当初案のたたき台と当初案の比較対照表のほうをご覧いただければと思います。

左側の「当初案」と書いているほうが、今回出させていただいた新しい案、「たたき台」というほうが前回の案となっております。修正点は、赤字になっているところとなっております。前回お諮りさせていただきました「中期目標の期間終了時における組織・業務全

般の見直しの方向性」のたたき台につきまして、先生方からいただいたご意見を踏まえて修正を行いました。

まず、赤字で書いている1ページ目のところですが、第1の「国民に対して提供するサービスの質の維持・向上」の部分につきまして、委託先及び再委託先の業務の例示の中に、保険金などの支払いについても追加すべきではないかのご意見をいただきましたので、これについて、「保険金等支払対応」という文言を追加させていただいております。

次に、その下の赤字部分につきましては、前回の分科会で委員のほうから、委託先などに対するモニタリングの位置づけを明確にすべきではないかというご指摘をいただきましたので、これを踏まえまして、「態勢整備を含め対応状況のモニタリングを行うとともに」といった内容の文言を追加するという形で、一部修正を行わせていただいております。

次に、最後のページ、一番下でございますが、こちらについては新規で項目を追加しております。政策評価・独法評価委員会の事務局とのやりとりなどでいろいろと指摘されておりますことから、国際ボランティア貯金関係の項目を追加いたしました。

具体的には、国際ボランティア貯金寄附金の配分完了ということで、「次期中期目標期間中に、国際ボランティア貯金寄附金の配分を完了し、業務体制の見直しを図っていく」という文言を追加させていただいております。

なお、この国際ボランティア貯金につきましては、これまでこの分科会において、あまりご議論いただく機会がございませんでしたので、この後、国際ボランティア貯金の概要につきまして、管理機構の仲矢貯金部長のほうからご説明をいただければと思います。

前回からの修正点は、以上でございます。

**【下和田分科会長】** それでは、続きまして管理機構の仲矢部長から説明をよろしくお願ひします。

**【機構（仲矢貯金部長）】** 貯金の部長をしております仲矢でございます。

それでは、次の「国際ボランティア貯金の概要」という横長の資料、2枚物でございますが、これを使いまして説明をさせていただきます。

このボランティア貯金は、郵政省が始めました仕組みでございまして、通常貯金の利子の一部を寄附金として郵政省がお預かりし、それをまとめた後で、開発途上地域の福祉向上のための活動に配分していくというものでございました。ちょうど20年前の平成3年1月4日から取扱いを開始いたしまして、19年9月末に終了はいたしております。ただ、寄附金自体は毎年度配分しておりましたけれども、19年度9月末でまだ残高がございま



して、それを機構として承継いたしまして、郵政公社がやっておりましたやり方を踏襲して配分を続けてきております。

その仕組みと申しますのが、下にございますとおり、機構が団体を公募いたしまして、申請を受け、それをもとに配分案を作成し、総務省に認可申請をいたします。総務省では関係行政機関と協議をし、審議会に諮問をした後に認可を下さいます、その認可をもとに配分団体・額を最終的に決定し、実際に交付をしまいったところをございます。

次のページに、では機構がどのように配分してまいったかというところを簡単にまとめさせていただいておりますが、平成19年度下期から開始いたしまして、今まで4回配分してまいりました。郵政公社より承継しましたのが21億円でして、それを、4億、7億、5億、1億と配分してまいりまして、現在配分原資として残っております残高が、約1億5,800万円となっております。

これをさらに今年度、23年度を含めまして配分をしまっているわけをございます、東日本大震災の関係で、日本のNGO、国際協力NGOも含めまして、かなり多くの団体が東北の被災者支援に携わっております。そういう意味で、1億5,000万円であれば、例年であれば1回で配分できたであろう額をございます、平成23年度、もし募集をいたしたとしても、1億円行くか行かないかというような状況ではなかろうかというふうには私ども考えております。したがって、まだこの配分という作業を、23年度のみならず24年度、場合によっては25年度も継続していかなければならないかと考えております。

さらに、このための機構の作業をございます、下のほうに矢印でお示しましたとおり、3つの年度にまたがって仕事が発生する仕組みとなっております。実際に配分の申請・公募ということから始まるわけをございます、約2年間を3カ年度に分けてこなしておると。そういう意味で、23年度、つまり24年の3月に配分決定をいたしたものは、その2年後の26年の11月とか12月に、ようやく返還金の回収が終わるといようなサイクルとなっております。

このサイクルを何とか縮められないかということで、今、総務省とご相談しながら検討はしております。これを縮めるということ、これから努力してまいりたいと思っております。ただ、どこまでできるかというものは、団体側の事情も考えてまいりたいと思っております。

それから、一番最後に出てまいります返還金の回収、これは必ず出てまいります。とい

うのは、為替レートに関連、あるいは計画したのにできなかったということで、どうしても一部お金が残ってしまう。法律の規定によりますと、残ったお金はまた配分しなければならないということになっておりまして、その部分、法的な解釈なり調整というものをどうやっていくかということも、今後総務省とご相談しながら進めていくということとしております。

ということで、次期中期計画期間中には何とか配分し切るべく、私ども総務省とご相談しながら努力してまいりたいということで、このように書かせていただいた次第でございます。

以上です。

【下和田分科会長】 どうもありがとうございました。

ただいまご説明いただいた内容につきまして、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

【釜江分科会長代理】 これは、機構の方はどれぐらいの人数でおやりになっている仕事でしょうか。

【機構（仲矢貯金部長）】 実際、2名と2分の1、大体2名半ぐらいが、このボランティア貯金の仕事に従事しておりまして、実はそれでは足りないので、私自身が業務時間の半分ほどを使って、これにかなり手を突っ込んでやっております。

【下和田分科会長】 配分する金額は減っても、希望する団体は増えているわけですよね。

【機構（仲矢貯金部長）】 団体数はさほどは増えておりません。むしろ減る傾向にあります。

【下和田分科会長】 他に何かご質問ございますか。

それでは、特段にご異議がなければ、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直し当初案については、本分科会として承したものとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【下和田分科会長】 どうもありがとうございます。

それでは、本件についての今後の進め方について、事務局からご説明をお願いします。

【事務局（徳永課長）】 今後の進め方につきましては、本日分科会でご了解いただきました見直し当初案につきまして、総務省の独立行政法人評価委員会のほうに報告いたしま

す。その後、政策評価・独法評価委員会に提出し、そこでのヒアリングを受けて、この政策評価・独法評価委員会のほうから、「勧告の方向性」という修正意見が出てまいります。この修正意見を踏まえまして、再度見直し当初案を修正し、新たな見直し案を作成します。

この新たな見直し案につきまして、こちらの分科会と総務省の独法評価委員会のほうで意見を伺った後で、総務大臣が再度、政策評価・独法評価委員会のほうに提出するという形で、見直し案を確定します。この見直し案をもとにしまして、総務大臣が中期目標を作成するということになっております。

それから、そこで作成いたしました中期目標を、独法の郵貯・簡保機構に提示した後に、機構のほうで中期計画を作成し、これについてもまた、この分科会を含む独法評価委員会の意見を聴取の後、総務大臣が認可するというような手続になっております。

したがいまして、次回分科会は、今年の12月ごろに修正した見直し案の審議という形で行っていく流れになるかというふうに考えております。

以上でございます。

**【下和田分科会長】** どうもありがとうございました。

それでは、これで本日の議事はすべて終了ということになるかと思えます。委員の皆様におかれましては、貴重なご意見をいろいろとありがとうございました。

最後に、事務局から連絡事項をお願いいたします。

**【事務局(徳永課長)】** 本分科会の議事録につきましては、事務局において取りまとめ、委員の皆様にご確認いただいた上で、委員会議事規則にのっとり公開することとさせていただきます。さらに、会議資料につきましても、委員会議事規則にのっとり、公開することとさせていただきます。

なお、次回以降の分科会の日程につきましては、別途また調整をさせていただきたいと存じます。

それから、最後となりましたが、このたび、8月9日付けで下和田分科会長、日笠専門委員、それから、今日ご不在ですが金井専門委員のお3方のご退任されることとなっております。

下和田分科会長、日笠専門委員、金井専門委員におかれまして、長きにわたりまして貴重なご意見、ご指導を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

事務局からは以上でございます。

**【下和田分科会長】** どうもありがとうございました。

それでは、まず日笠専門委員のほうから、ごあいさつをお願いします。

【日笠委員】      こちらのほうこそ、大変長い間お世話になりました。

生命保険会社に勤めております関係で、簡易生命保険、かんぽ生命のお仕事の部分については多少お力になれるかと思ったんですけれども、なかなかそういうこともできません。残念ではありますが、いろいろ皆様方のお話も聞かせていただいたり、私自身には大変勉強になりました。

また、事務局及び機構の方々には、いろいろなご質問に適切なお返事をいただいたりして、お世話になったと思っております。大変ありがとうございました。

【下和田分科会長】      ありがとうございました。

それでは、私のほうから簡単に、退任のごあいさつをしたいと思います。民営化される前の郵貯・簡保のいわゆる旧契約を管理する独立行政法人ということで郵貯・簡保管理機構がスタートしたわけですが、最初の年が平成19年度下期、さらに20年度、21年度、そして今回の22年度ということで、4事業年度にわたって管理機構の評価に参加させていただきました。総務省の独立行政法人評価委員会、いわゆる親会のほうでも、この機構というのは非常に特色のある独立行政法人ということで、その性格を必ずしも十分に理解してもらえたかどうか自信がありませんが、私自身も当初非常に戸惑ったことが多かったんですけれども、委員・専門委員の皆様、それから事務局の皆様、そして平井理事長を初めとする管理機構の皆様の真摯なご対応等、全面的にご協力いただきまして、何とか4年間、分科会長として、非力ではありましたが、任期を全うさせていただいたということで、大変皆様方には感謝しております。

8月に開催される親会のほうで、今日の結果等について報告しなければなりません、これは次期分科会長のほうでよろしくお願ひしたいというふうに思っております。その点、次期分科会長には、いろいろとご苦勞があるかと思いますが、よろしく引き継ぎをお願いしたいと思っております。

どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、総務省独立行政法人評価委員会郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会の第15回会合を終了させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上